

出雲市農業経営基盤
強化促進基本構想

令和5年9月
島根県出雲市

目 次

| | |
|--|----|
| 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | 4 |
| 1 本市農業の目指すべき方向 | |
| 2 担い手育成に関する基本的方向 | |
| 第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | 6 |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的水準 | |
| (2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 | |
| 第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関 する営農の類型ごとの新たに営農経営を営もうとする青年等が目標とすべ き農業経営の指標 | 6 |
| 第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項 | 7 |
| 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 | |
| 2 市が主体的に行う取組 | |
| 3 関係機関との連携・役割分担の考え方 | |
| 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報取 集・相互提供 | |
| 第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | 9 |
| 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関す る目標 | |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する地域における農用地の利 用に関する目標 | |
| (2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面的集積につ いての目標 | |
| 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | |
| 第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 | 10 |
| 1 基盤法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する 地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項 | |

- 2 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施に関する事項
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

第6 その他 16

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市農業の目指すべき方向

本市は、米穀、園芸、畜産など多様な農畜産物を生産する県内一の農業地帯である。特に山陰有数の穀倉地帯である斐伊川と神戸川に育まれた豊かな出雲平野においては、以前より水稻栽培を主体とした土地利用型農業が展開されてきた。近年は、農地の集積も進み、効率的な農業が展開されており、低コスト生産や省力化へ向けた取組も始まっている。

また、ぶどう・柿・いちじく等の果樹、玉ねぎ・ブロッコリー・アスパラガス等の水田園芸作物、菊・シクラメン・アジサイ等の花き類、肉質が評価の高い「しまね和牛」等の畜産業など、それぞれの地域の特性や実情に応じた農業生産が行われている。

しかしながら、農業従事者の高齢化に伴う、担い手不足に加え、農産物価格の下落、生産資材・燃料価格の高騰など農業を取り巻く状況は厳しさを増している。また、近年多発する大規模な災害による被害で農業経営を断念される農業者も見受けられる。

このような状況を打開し、持続可能で活力ある農業・農村を実現するためには、農地の生産性を上げ、意欲のある担い手が生産の中心を占める農業構造を実現していく必要がある。加えて、地域の実情に応じた新規就農者の確保・育成が急務である。

農業・農村は、食料の供給をはじめ、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多岐にわたる機能を有している。

次代を担う若い世代に魅力を感じてもらえる産業としての農業振興と、農村環境の維持・保全の両面を見据えた施策展開を図ることが重要である。

2 担い手育成に関する基本的方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、産地づくりと一体となった担い手づくりや、地域が必要とする多様な担い手の育成を図る。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

ア 新規自営就農者の確保及び育成

本市の農業を維持・発展していくためには、今後地域の担い手として期待される認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の確保・育成が重要である。

UI ターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化していく。

イ 認定農業者の育成

地域農業の維持・発展に大きく関わる認定農業者（基盤法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は、地域の中核的な担い手として他産業並みの所得確保に必要な県が定める販売額1,000万円以上の経営体に育成していく必要があるため、規模拡大や高収益作物の導入、労力補完の仕組みづくり等の経営改善支援を進める。

ウ 集落営農の育成

本市において、集落営農組織は地域営農の維持に必要な存在であり、組織の継続性を高めていくためには集落営農組織が「米依存」から脱却し、収益性を高め、組織を支える担い手の確保が可能となるような経営を実現していく必要がある。

そのため、水田園芸をはじめとする経営の多角化や、組織の法人化、他の集落営農組織等との連携（広域連携）など様々な手法を組み合わせることで経営の改善を進める。

(2) 地域が必要とする多様な担い手の確保・育成

認定農業者や集落営農組織等の確保・育成に加えて、これまでの枠を超えて、定年等帰農者や半農半X実践者等の年齢や農業経営の規模によらず「地域が必要とする多様な担い手」を確保・育成し、担い手不在集落の解消を図る。

(3) 担い手育成を進めるための取組

ア 美味しまね認証を核としたGAPの推進

GAPの取組は、農業経営上のリスク対策、生産コスト削減等、経営改善の有効な手法であり、農業経営に必要な不可欠な取組である。このため、担い手が「美味しまねゴールド」を含む「国際水準GAP」認証を取得する環境づくりを進め、安定的な農業経営の実現に取り組む。

イ スマート農業の推進

担い手の経営改善にとって有効な技術が円滑に導入されるよう、国や民間企業が開発を進めるスマート農業技術を評価・分析しながら、本市に適した技術の導入、定着を進める。

ウ 担い手に対する支援施策の拡充

規模拡大や生産性向上を図ろうとする担い手に対しては、県、島根県農業協同組合出雲地区本部及び斐川地区本部（以下「農業協同組合」という。）と連携して国庫補助事業や県補助事業の活用も勧め、新規就農者の経営開始や認定農業者の規模拡大に必要な投資負担を軽減する。

エ 農業経営・就農支援センターの活用

島根県農業経営・就農支援センター（以下「県農業経営・就農支援センター」という。）を活用し、農業経営の法人化、円滑な経営継承、経営改善等

の多様な経営課題に的確に対応していくため、関係機関で支援チームを設置し、農業者に対する経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家派遣・巡回指導その他支援を行うことで、その取組を促進する。

オ 女性の活躍推進

農業生産の重要な担い手であることから、女性の起業化促進を図る。また、経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

今後10年間において育成すべき農業経営の基本となる水準や指標は次のとおりとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的水準

農業経営の基本水準については、市内における認定農業者の経営事例等を踏まえ、他産業従事者と均衡する年間労働時間で地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得とし、次に掲げるとおりとする。

| | |
|--------|-------------------------------|
| 年間所得 | 概ね400万円(主たる農業従事者1人当たりの所得) |
| 年間労働時間 | 概ね2,000時間(主たる農業従事者1人当たりの労働時間) |

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

具体的な経営類型等の農業経営の基本指標については、別表のとおりとし、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに営農経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとする観点から、主たる従事者1人あたりの年間労働時間は、2,000時間程度を目標とする。また、年間総所得は、地域の同世代の者と遜色のない年間所得を実現すると同時に、将来の効率的かつ安定的な農業経営を想定したものとして、概ね280万円程度(第2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得)を目標とし、可能な限り早期に効率的かつ安定的な農業経営となるよう所得400万円の実現を目指す。

この目標達成には就農時の年齢や家族構成、就農地域、既存の経営基盤活用の有無、経営作目により大きく異なるので、次の事項に留意しながら経営の発展段階、技術・経営力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等も勘案し、実現可能な目標を設定する。

- ① 青年等が新たに農業経営を開始するのにあたっての技術・経営能力、資金の確保等からみた適切な経営規模
- ② 果樹や畜産等生産が所得に結びつくまでに年月を要するもの、比較的早期から所得を上げることができるもの等それぞれの経営部門の特性
- ③ 中山間地域と平場地域等の自然条件、社会条件等の違い

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、出雲市農業再生協議会及び斐川町地域農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）を中心に、県農業経営・就農支援センター、公益財団法人しまね農業振興公社（以下「県農業振興公社」という。）、島根県東部農林水産振興センター出雲事務所農業部（以下「県出雲農業部」という。）、農業協同組合、各生産部会等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械・作業場等の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力、農福連携による労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事と組み合わせて農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県出雲農業部、農業協同組合、生産部会など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、出雲市アグリビジネススクールによる農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農業用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等を地域農業を担う者として育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、新規就農者育成総合対策等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、出雲農業未来の懸け橋事業や新出雲農業チャレンジ事業の独自支援も組み合わせ、確実な定着、経営発展できるよう、青年等就農計画の実施状況を点検し、栽培技術指導、経営指導等の必要となるフォローアップを行う。

そして、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

これらのサポートを一元的に行うため、市、県出雲農業部、農業協同組合、研修受入経営体等の関係機関で構成する「サポートチーム」を設置し、農業を担う者の受入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

以上の取組を経営類型ごとに可能なものから「就農モデル」として見える化し、U I ターン者を含む新規就農希望者の就農促進を図る。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、県立農林大学校等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 島根県農業会議、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う同法第 4 条において指定された農地中間管理機構（以下「農地中間管理機構」という。）、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関

する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業再生協議会、県出雲農業部及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び島根県青年農業者育成センターである県農業振興公社へ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び県農業振興公社等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する地域における農用地の利用に関する目標

| | |
|--------|--------|
| 地 域 | 市内全域 |
| 集積率の目標 | 概ね67%※ |

※ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の集積率の目標は、国全体の集積目標「担い手に全農地の8割を集積」を達成するため、国が平成25年度に各都道府県に割り当てた集積面積をもとに算定したものである。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面的集積についての目標

市が策定する地域計画の実現に向け、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地が面的に集積されるよう、農地中間管理機構を軸としながら、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組む。
<参考>

本集積目標の対象とする経営体は、認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、市町村基本構想基準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農組織とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市は、土地利用型農業が盛んな出雲平野を中心に、農地中間管理事業の活用により、担い手育成と相まって、農用地利用の集積と団地化が進展している。

特に、斐川地域にあつては、早くから圃場整備事業と足並みを揃えつつ、公益財団法人斐川町農業公社（以下「斐川町農業公社」という。）によって農用地利用の集積が進められ、集積率は8割を超えている。引き続き、担い手への農地のあつせんと団地化をすすめる交換を年次的に取り組んでいく。

また、地域計画の策定を通じ、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、斐川町農業公社、地区担い手育成支援協議会等の関係機関が連携し、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速していく。

中山間地域や担い手不足地域では、農作業受委託を促進するとともに、耕作条件の悪い農用地における農作業の効率化・省力化に向けたスマート農業の取組を進めることで、地域全体で農用地の維持・確保、有効利用を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

1 基盤法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、協議の場を設置する地域の実情に応じ、適宜開催することとし、その際、当該地域における基幹作物の農繁期を除くものとする。

開催に当たっては、幅広い農業者の参画を図るため、関係者への周知に加え、市のホームページや関係機関が実施する農業関係の会議等を積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、地区担

い手育成支援協議会、県出雲農業部、農業協同組合、農地中間管理機構、斐川町農業公社、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場では、当該地域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について話し合いを行うこととし、目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確にする。

なお、協議の場の参加者等から協議事項に関する問合せに対応するため、窓口を農業支援センターに設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設置することを基本とし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、地区担い手育成支援協議会、農地中間管理機構、県出雲農業部、農業協同組合、斐川町農業公社、土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び特例事業の実施に関する事項

- (1) 市は、県内一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携のもとに、普及啓発活動等を行うことにより農地中間管理事業等の促進を図る。
- (2) 市、農業委員会、農業協同組合、斐川町農業公社は、農地中間管理機構が行う農地売買事業等の機能を活かした農地中間管理事業等を推進するため、農地中間管理機構に対し、農作業の委託のあっせん等について情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 農用地利用改善事業の実地区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進することとする。

（4）農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- ② 農用地利用改善事業の実施区域
- ③ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

ア 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「基盤法施行令」という。）第10条で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であって、（2）に規定する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となっているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを市に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

イ 市は、アの認定の申請があった場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、認定をするものとする。

- ① 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② （4）のア②の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利

用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

- ③ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ④ (4)のア④に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- ⑤ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を確実に実施すると見込めること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板へ掲示することにより公告するものとする。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)アに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、その他基盤法施行令第11条で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)アに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ① 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- ② 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ③ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ④ 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)アの認定の申請があった場合において、その申請に係る農用地利用規程の内容が(5)イに掲げる要件のほか、次に掲げる要件のすべてに該当するときでなければ、(5)アの認定をしてはならない。

- ① イ②に掲げる目標が(4)のア②に規定する実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- ② 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を

行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イに掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

オ 特定農用地利用規程の有効期間は、基盤法施行令第12条による。

(7) 農用地利用規程の変更

ア (5)イの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(4)の認定に係る農用地利用規程を変更するときは、市の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

イ 認定団体は、アのただし書の場合（同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更した後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を市に届けなければならない。

ウ 市は、認定団体が(4)の認定に係る農用地利用規程（イの規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他基盤法施行令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

エ (5)イ及び(6)ウの規定は、アの規定による変更の認定について、(5)ウの規定は、ア又はイの規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導及び援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導及び援助に努める。

イ 市は、(5)アに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県出雲農業部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導又は助言を求めてきたときは、農業再生協議会との連携を図りながら、これらの機関及び団体が一体となって総合的かつ重点的な支援及び協力が行われるよう努めるものとする。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合及び斐川町農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ア 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合、農業公社及びその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業委託、さらには利用権の設定への移行の促進
 - ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- イ 農業協同組合及び斐川町農業公社による農作業の受委託のあっせん等
- 農業協同組合及び斐川町農業公社は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

(経過措置)

2 旧農地保有合理化事業及び旧農地利用集積円滑化事業は、なお従前の例による。

3 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。